

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方等の改正
及び賃貸住宅管理業登録申請促進のお願いについて

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方等の改正について(令和4年3月31日 国不参第100号)
 - ① 賃貸住宅管理業法運用指針の主な改正点(令和4年6月施行)
 - ② (別紙1) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方新旧対照条文(2022/6/15改正)
 - ③ (別紙2) サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン新旧対照(2022/6/15改正)(2) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づく賃貸住宅管理業登録申請促進のお願い(令和4年4月1日 国不参第95号)
 - ① 賃貸住宅管理業登録申請の流れ※(1)の②と③及び(2)の①は全住協HPにも掲載。
2. 参考HP (1) 賃貸住宅管理業法 法律、政省令、解釈・運用の考え方、ガイドラインについて(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00004.html
(2) 賃貸住宅管理業法に係る登録申請方法等について(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00012.html
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611 以 上